

株式取扱規則

KaO

花 王 株 式 会 社

花王株式会社 株式取扱規則

変更決議	1958年11月28日	変更決議	2003年3月27日
変更決議	1962年10月30日	変更決議	2003年6月27日
変更決議	1967年3月30日	変更決議	2004年4月22日
変更決議	1968年9月28日	変更決議	2006年6月29日
変更決議	1974年5月30日	変更決議	2007年9月27日
変更決議	1975年4月25日	変更決議	2008年12月18日
変更決議	1982年9月29日	変更決議	2012年1月30日
変更決議	1991年12月25日	変更決議	2012年6月28日
変更決議	1999年9月24日	変更決議	2022年7月19日
変更決議	2001年9月28日		

第1章 総 則

〔目的〕

第1条 当会社の株式に関する取り扱い及び株主の権利行使の手続きについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づき本規則に定めるところによる。

〔株主名簿管理人〕

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同 事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

〔株主名簿への記録等〕

第3条 株主名簿への記録及び株主名簿記載事項の変更は、法令の定めるところにより、総株主通知等機構からの通知（ただし、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿への記録及び株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。
4. 当社は、株主に対して通知をするために必要がある場合、一定の日の株主についての株式保有状況を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合その他正当な理由がある場合には、機構に対して振替法第151条第8項の請求をすることができる。

〔株主名簿記載事項に係る届出〕

第4条 株主は、その氏名または名称及び住所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、株主は、前条第2項に規定する場合には、その氏名または名称及び住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。

〔法人株主の代表者〕

第5条 法人である株主は、その代表者1名を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

〔外国居住株主の常任代理人または受信場所〕

第6条 外国に居住する株主またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

〔株式を共有する株主の代表者〕

第7条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称及び住所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

〔法定代理人〕

第8条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名または名称及び住所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

〔機構経由の確認方法〕

第9条 当会社は、当会社に対する第4条乃至第8条の届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合は、株主、代理人その他届出を行う権限を有する者本人からの届出とみなす。

〔登録株式質権者等への準用〕

第10条 本章及び次章の規定は登録株式質権者及び信託財産の受託者にこれを準用する。

第3章 株主確認

〔株主確認〕

第11条 株主は、請求その他株主権行使または届出（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

2. 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しないものとすることができる。

3. 代理人により請求等をする場合は、前二項の手続きのほか、株主が署名または記名押印し、受任者の氏名または名称及び住所を記載した委任状（会社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認めたときは、その成立の真正を証する資料）を添付するものとする。

4. 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

5. 当会社は、請求等を行う者について第1項、第3項及び第4項の規定による確認が完了するまでの間は請求等の受理を留保することができる。

6. 当会社は、株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要な場合、特定の者が株主として請求等しようとする旨認知した場合その他正当な理由がある場合には、機構または証券会社等に対して、振替法第277条に規定する請求をすることができる。

第4章 株主の権利行使の方法

〔書面交付請求及び異議申述〕

第12条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

〔少数株主権等〕

第13条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面により行うものとする。

〔株主提案権〕

第14条 株主が法令に基づき、取締役に対して、一定の事項を株主総会の目的とするものの請求及び株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求を行い、各議案の提案の理由及び議案が役員選任議案の場合の各候補者に関する事項を取締役が株主総会参考書類に記載する場合において、その字数が400文字を超えるときは、概要を記載することができるものとする。

第5章 単元未満株式の買い取り

〔単元未満株式の買い取りの請求〕

第15条 単元未満株式の買い取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

〔買取価格〕

第16条 単元未満株式の1株当りの買取価格は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到着した日（以下「請求日」という。）の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

〔買取代金の支払〕

第17条 買取代金は、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより、前条の買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に、これを請求者に支払うものと

する。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに、買取代金を支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払いを請求することができる。

〔買取株式の移転〕

第 18 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続を完了した日に、当会社の振替口座に振替えるものとする。

第 6 章 単元未満株式の買い増し

〔単元未満株式の買い増しの請求〕

第 19 条 単元未満株式を有する株主が、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべきことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

〔自己株式の残高を超える買増請求〕

第 20 条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する買増請求に際して譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

〔買増請求の効力発生日〕

第 21 条 買増請求の効力は、買増請求が第 2 条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

〔買増請求の受付停止期間〕

第 22 条 当社は、毎年次に掲げる日から逆算して 10 営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- ① 12 月 31 日
- ② 6 月 30 日
- ③ その他機構が定める株主確定日等

2. 前項に定めるほか、当社が必要と認めるときは、買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

〔買増価格〕

第 23 条 単元未満株式の 1 株当りの買増価格は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所

の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

〔買増株式の移転〕

第 24 条 当社は、買増請求を受けた単元未満株式数に相当する自己株式について、機構の定めるところにより、買増請求をした株主から証券会社等を通じて、買増価格が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第 7 章 特別口座の特例

〔特別口座の特例〕

第 25 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取り扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 8 章 本規則の変更

〔変更〕

第 26 条 本規則の変更は、取締役会の決議により行う。

以 上